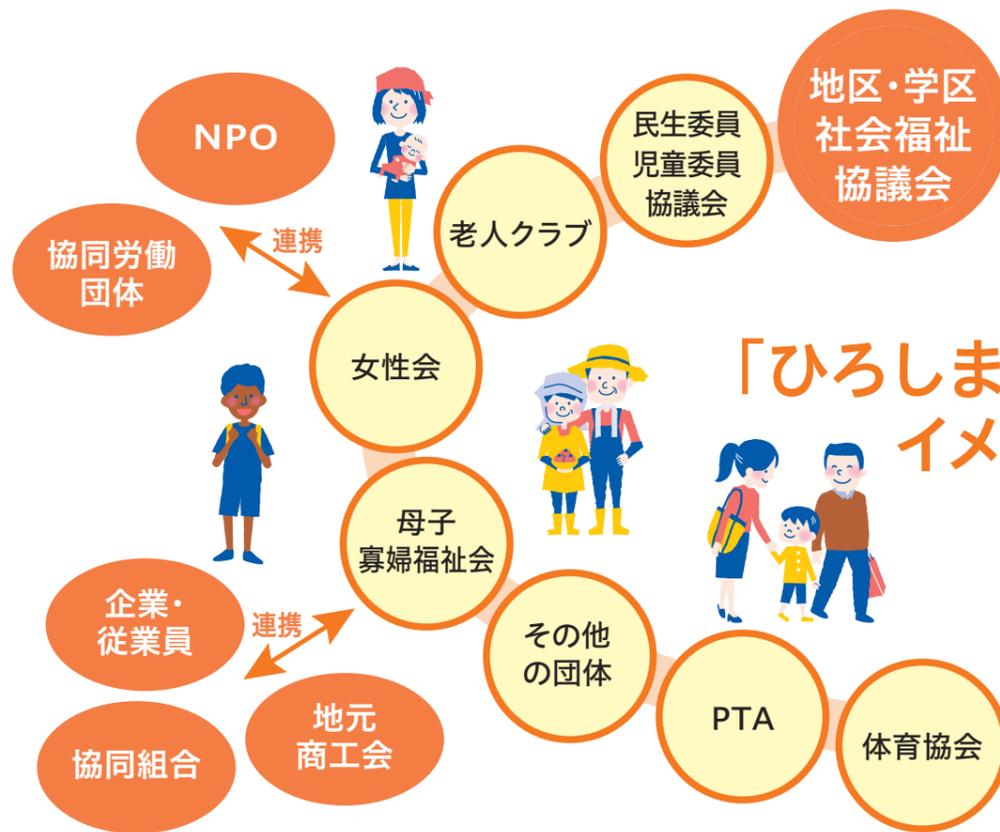


1 共助の精神に基づく市民主体のまちづくり

の基盤となる「ひろしまLMO(エルモ)」

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」LMOを基盤とした持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

に基づき、「ひろしまLMO」を指定地域共同活動団体として位置付け、



「ひろしまLMO(エルモ)」とは

(LMO:Local Management Organization(地域運営組織)の略)

LMOの紹介動画はこちら▶



「ひろしまLMO」は、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体が連携しながら地域課題の解決に取り組む団体であり、本市における共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる団体です。

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(特定地域共同活動)を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

LMOの構成団体及び活動内容の概要はこちら▶

▶ 指定の要件の詳細は「資料編」→P49

構成団体

LMOは、共助の精神に基づく多様な主体と連携する団体であることから、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)~(12)の団体の中から、地域の実情に応じて決定した半数以上の団体を構成員とする必要があります。

- | | | |
|-----------------|---------------|-------------------|
| (1) 自主防災会 | (5) 女性会 | (9) 子ども会育成協議会 |
| (2) 防犯組合 | (6) 老人クラブ | (10) 青少年健全育成連絡協議会 |
| (3) 体育協会 | (7) 地域活動連絡協議会 | (11) 公衆衛生推進協議会 |
| (4) 民生委員児童委員協議会 | (8) 母子寡婦福祉会 | (12) PTA |

活動内容

LMOは、指定を受けるために、まちづくりに関する中長期の計画書に、次の(1)~(15)の活動のうちいずれかの活動(特定地域共同活動)を行うことを明記する必要があります。

- | | |
|-----------------------------|------------------------------------|
| (1) 地域住民の生活支援に資する活動 | (9) 地域の防犯に資する活動 |
| (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動 | (10) 地域の交通安全に資する活動 |
| (3) 地域住民の交流促進に資する活動 | (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動 |
| (4) 地域住民の生涯学習に資する活動 | (12) 地域の魅力の向上に資する活動 |
| (5) 地域の子ども及び子育て世帯への支援に資する活動 | (13) 地域課題等の把握に資する活動 |
| (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動 | (14) (1)~(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動 |
| (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動 | (15) (1)~(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動 |
| (8) 地域の防災又は減災に資する活動 | |



自分たちのまちは

自分たちで創り、守る

市

市内に居住する方、滞在



民

する方、通勤・通学する方

- 自らの住む地域について学ぶ
- 地域活動に参画、協力する
- 市民相互の交流及び協働に努める

地域団体

地域における住民自治又は地域課題解決等のために自発的に活動を行う住民団体



- 専門性を生かし、地域課題の解決に努める
- 他の団体や市と連携・協力する
- 情報の収集や発信を行う

事業者

企業、一般社団法人、一般財団法人、NPO、個人事業主、医療法人、社会福祉法人、学校法人等



- 地域との調和を図るとともに、地域活動等に協力する
- 従業員の地域活動への参画に配慮する

ひろしま

LMOの役割

- 地域の多様な主体と連携・協力し、共助の
- 地域課題を踏まえた地域の将来像を市民具体的方策を企画・立案し、実践する
- 構成団体の活動方針や内容を理解・尊重し、

- 精神に基づく活動を効率的かつ効果的に行う
- に広く共有するとともに、地域課題の解決に向けた
- 関係者間で情報を共有する

活動

支援



市の責務

持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、必要な施策を実施し、地域の主体的な活動を下支えします。

地域団体等に対し協力要請を行うときは、過重な負担とならないように配慮します。



広島市
社会福祉協議会

3 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた

各主体の取組

各主体は次のとおり地域の実情に応じた取組を工夫しましょう。

市民

市民は、地域コミュニティの一員として、地域への理解と関心を深めるため、積極的かつ継続的に自らの住む地域について学ぶよう努めることが望めます。また、自主的かつ積極的に地域活動に参画、協力し、市民相互の交流及び協働に努めることが望めます。



行動しよう!

地域イベントや活動に積極的に参加したり、SNSを活用するなどして、市民同士でのつながりを作りましょう。

外国人、一人暮らし、つながりのない人などにも声をかけ、隣人同士の助け合いを進め、地域の絆を強めましょう。

ポイント

- ・自分の住む地域に関心を持ち、地域の課題を自分ごととして捉える。
- ・自分が感じる課題を地域のみならず共有する。
- ・地域の10年後、20年後の姿をイメージする。

地域団体

地域団体は、その活動する分野における知識や専門性を生かし、地域課題の解決に努めることが望めます。また、地域課題の解決のため、他の団体や市と連携・協力するとともに、情報収集や自らの活動に関する情報の発信に努めましょう。



行動しよう!

地域のイベントの企画・運営をし、地域住民の参加を促進しましょう。

定期的に会議を開き、地域内の課題解決に向けて議論しましょう。

ポイント

- ・地域の重要な活動を次世代につないでいくために、各団体が連携して協力する。

事業者

事業者は、地域コミュニティの重要性を理解するとともに、地域コミュニティの一員としての認識を持ち、地域との調和を図るよう努め、従業員の地域活動への参画に配慮するよう努めることが望めます。

また、地域において行われる活動や地域コミュニティの活性化に関する取組に協力するよう努めましょう。

行動しよう!

地域の一員としての認識を持ち、地域とつながりましょう。

地域活動を持続可能なものにするために、地域活動に参画、協力しましょう。

地域コミュニティに関わることの重要性を従業員にも周知し、従業員も地域活動に参画しましょう。



ポイント

- ・社会情勢が変化する中で、その時々で必要な地域貢献を考える。
- ・地域を支えるだけでなく、事業者や従業員が地域貢献から学ぶ姿勢を持つ。

地域活動を行うことで、企業の地域における認知度の向上や従業員のモチベーションアップも期待できます。



各主体の取組については、市民、地域団体、事業者が参加したワークショップでの意見等を基にした「各主体の役割」を前提にしています。

●ワークショップ概要

- 【開催日】令和6年3月23・24日、5月18・19日
- 【会場】広島大学東千田キャンパス SENDALAB 他
- 【内容】地域コミュニティを持続可能なものにするためにわたしたちがすべきことなど

【ワークショップで出た主な意見】

- ・楽しんで参加できるイベントから参加する。(市民の役割)
- ・地域コミュニティとの関わりや社会貢献の重要性を社内で教育する。(事業者の役割) など

詳細はこちら▼



3 持続可能な地域コミュニティの実現に向けた各主体の取組

ひろしまLMO

LMOは、地域課題を解決していくために、地域の多様な主体と連携・協力し、共助の精神に基づく活動を効率的かつ効果的に行う必要があります。そのために、まずは、その構成団体がそれぞれの活動を円滑に、かつ、効果的に行うことができるよう、構成団体の活動方針や内容を理解・尊重し、関係者間でこれらの情報が相互に共有されるようにする必要があります。

その上で、地域の将来像を市民に広く共有するとともに、地域の魅力の向上や地域課題の解決に向けた具体的方策を企画、立案し、それを実践していく必要があります。



具体的な取組

- 地域の魅力や課題を把握し、みんなで共有しましょう。
- まちづくりの中長期的な計画を立て、計画的に活動を行いましょう。
- 関係者間で連携して、地域課題の解決に取り組みましょう。
- 活動拠点を設け、地域団体との交流及び情報交換の機会を増やしましょう。
- 誰でも気軽に集まれる拠点づくりに取り組みましょう。
- 透明性が高く、民主的な運営を行いましょう。
- SNSなどを活用して、効果的な情報発信を行いましょう。
- 地元企業や大学などとも連携して、活動の幅を広げましょう。

ポイント

- ・地域の多様な主体が連携・協力する団体として、住民からの信頼を保持するために民主的で透明性の高い運営を行う。
- ・小学校区内の人材とともに、外部人材も活用する。

4 本市施策の基本方針

市は、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、次のような基本方針に基づき、施策を実施していきます。また、施策の実施に当たり、地域団体等に対し協力要請を行うときは、市内部の関係組織で周到に調整を行い、当該地域団体等の過重な負担とならないように配慮します。



基本方針

地域コミュニティ 全般	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティの重要性について、必要な情報発信及び啓発を行います。
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域団体による相互の連携を促進します。 ● 地域団体に対し地域活動の場を提供します。 ● 地域団体に対し必要な情報を提供します。 ● 地域団体の新たな担い手となり得る人材を育成します。 ● 地域団体が行う当該団体への加入促進活動を支援します。
ひろしまLMO	<ul style="list-style-type: none"> ● LMOの設立・運営に関して、情報の提供や助言、設立・運営資金の助成などの必要な支援を行います。 ● LMOの自立的な活動を促進するため、LMOの自主財源の確保に必要な支援を行います。
企業・現役世代	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等で働く現役世代が、地域貢献活動に参画しやすい環境づくりを促進します。
市職員・市の体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 市職員に対し、地域コミュニティに関する研修を行うとともに、地域活動への主体的な参画を促進します。 ● 市の関係部局等が連携して地域コミュニティの活性化に関する施策の検討を行う体制を整えます。